

## 家庭的保育事業について

### 1. 事業概要

#### 【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度予算化(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

#### 【実施形態】

個人実施型:家庭的保育者が市町村と委託契約を結んだ保育所と連携を図りながら保育を行う。

保育所実施型:保育所が雇用する家庭的保育者が、当該保育所と連携を図りながら保育を行う。

#### 【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

#### 【対象児童】

3歳未満児(保育所が実施する場合については就学前児童)

#### 【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合については5人以下)

#### 【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等市町村が適当と認めた場所

#### 「設備要件」

- ・保育を行う部屋:9.9㎡+(3人を超えた利用児童数×3.3㎡)
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

### 事業実施状況等の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (案)
予算額(百万円) (児童数(人))	1,271 (5,000)	625 (2,500)	614 (2,500)	409 (2,500)	409 (2,500)	216 (1,300)	730 (2,500)
事業実績(児童数) (保育ママ数)	102 (46)	99 (53)	313 (103)	276 (93)	319 (105)	—	—
【参考】地方単独事業の実施状況(※)							
児童数(人) (保育ママ数(人))	1,413 (934)	1,501 (956)	1,381 (910)	1,509 (935)	1,405 (926)	—	—

※ 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)ー各年度の国庫補助実績」により推計